証券コード　3664
平成28年３月９日

株主の皆様へ

東京都港区六本木六丁目８番10号
株式会社モブキャスト
代表取締役社長　藪　　考樹

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年３月24日（木曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
〔書面による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
〔インターネットによる議決権行使の場合〕
　議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ７
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第12期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使等についてのご案内
３頁から４頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス　http://mobcast.co.jp/ir/stock/stock2）に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類記載のもののほか、上記連結注記表及び個別注記表が含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 議決権の行使に関する事項

① 書面による議決権の行使において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使のご案内

① 議決権行使サイトについて

ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）。

イ. パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

ウ. 携帯電話による議決権行使は、携帯電話からインターネットが利用可能であることが必要です。インターネットが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

② インターネットによる議決権行使方法について

ア. 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

イ．株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

ウ．株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

モバイルインターネット市場は、スマートフォンの急激な普及期を超えインターネットが生活インフラとなり、当社グループが属するモバイルゲーム市場も成熟期を迎えつつあります。また、平成27年の日本におけるゲーム市場は約１兆4,760億円（約123億ドル）であり、平成26年から平成30年にかけて約1.2%拡大するものと見込まれており、その市場規模のうち約半分をモバイルゲームが占めるとされております（平成27年 Ｎｅｗｚｏｏ社調べ）。

このような事業環境の下、当社グループは、前連結会計年度に引き続き、自社運営モバイルプラットフォーム「ｍｏｂｃａｓｔ」の機能強化と、モバイルゲームの開発及び運営に取り組みました。

ネイティブアプリゲームとしては、平成27年３月に配信を開始した「【18】 キミト ツナガル パズル」、及び同７月に配信を開始した「爆走！モンスターダッシュ」の機能改修と運営強化に取り組むとともに、ユーザーにより一層ゲームを楽しんでいただくためのリアルイベントを実施いたしました。さらに、「【18】 キミト ツナガル パズル」につきましては、売上拡大に向けたプロモーション強化策として同10月から12月にかけてテレビCMを実施しております。また、外部デベロッパー製コンテンツとしては、株式会社ニジボックス製「陰陽の道～大正幻想録～」等計６本のタイトルを配信いたしました。

また、海外展開として、上述の自社開発タイトル「【18】 キミト ツナガル パズル」のライセンスアウト契約をＰＣＣＷ Ｍｅｄｉａ Ｌｉｍｉｔｅｄ社（中華人民共和国 香港特別行政区）と締結、また、国内アニメIPを用いたゲームの共同開発契約をｂｉｌｉｂｉｌｉ社（中華人民共和国 香港特別行政区）と締結する等、事業を進展させました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比較し94,536千円増加の3,913,124千円（前連結会計年度比2.5%増加）となりました。

一方、「【18】 キミト ツナガル パズル」売上拡大に向けた広告宣伝費の増加、体制強化及び新規リリースタイトルの運営強化のための人員増強による人件費及び採用費の増加、料率の高いプラットフォームでの売上増加による回収代行手数料の増加、海外企業との契約に係る諸費用の発生等により、営業損失は445,552千円（前連結会計年度は営業利益318,000千円）となりました。

なお、営業外収益として撤退事業関連収益7,429千円、投資事業組合運用益2,102千円、また、営業外費用として為替差損18,883千円、支払利息10,506千円等を計上した結果、経常損失は471,318千円（前連結会計年度は経常利益316,012千円）となりました。

また、特別利益として、行使条件に該当しなくなった新株予約権の消却による新株予約権戻入益23,684千円を計上する一方、特別損失として子会社による韓国市場からの撤退に伴う事業撤退損686,665千円、さらに、採算性の低いゲームタイトルの運営停止等による減損損失200,838千円、開発中のゲームタイトルの開発停止による固定資産除却損65,795千円等の計上により、当期純損失は1,658,257千円（前連結会計年度は当期純利益154,641千円）となりました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、新株予約権の割当及び行使並びに銀行借入により、総額1,270,210千円の資金調達を実施しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

① 収益基盤の強化

当社グループは、モバイルゲームプラットフォーム「ｍｏｂｃａｓｔ」上で、エンターテインメント性の高いモバイルコンテンツの提供を行い、会員数の拡大を図り、収益基盤を強化してまいりました。当社グループが開発及び運営を行っているゲームは、会員がリアルな人間関係に縛られる

ことなく、新たなコミュニティを形成して楽しむことができるものとなっており、従来型のゲームに比べ、会員獲得コストを抑えることができ、会員も他者とのコミュニケーションを通してより深く楽しむことが可能となっています。しかし、一方で同様のサービスを提供する事業者も多く存在し、会員が他社のゲーム等に移動するというリスクが常にあり、この事業構造は当社グループの成長を不確実にする要因の一つとなります。当社グループでは、今後の安定的な成長を実現するためには、ゲーム関連売上を中心とした安定的な収益基盤の強化が必須であると考えております。そのためには、企画・開発力強化によりゲームコンテンツを安定的に供給すること、効果的な広報・広告宣伝活動を展開しプラットフォーム及び提供するゲームコンテンツの知名度を向上させること、会員向けサービスの充実により会員基盤の強化を図ること、外部ディベロッパー製のコンテンツを継続的に多数供給してもらえる体制を構築すること、海外展開、スマートフォンを代表とするデバイスの変化や技術革新への対応を速やかに行っていく必要があると考えております。また、市場が急拡大しているネイティブアプリゲームについても、クオリティの高いタイトルを継続的に提供していくことが必要と考えております。

② サイトの安全性及び健全性強化への対応

当社グループは、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、会員に対してゲームコンテンツや掲示板等のコミュニケーションの場を提供する立場から、会員が安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。

③ システムの強化

当社グループの事業は、全てインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重

要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、会員数増加や会員満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要であると考えております。

④　組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社グループの事業及び戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員及び従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 9 期 (平成24年12月期)	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　上　高（千円）	－	5,179,104	3,818,587	3,913,124
経常利益又は経常損失（△）（千円）	－	△404,044	316,012	△471,318
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	－	△657,116	154,641	△1,658,257
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	－	△48.34	11.02	△114.30
総　資　産（千円）	－	3,526,415	4,216,843	2,963,363
純　資　産（千円）	－	1,974,389	2,233,406	967,880

（注）１．売上高に消費税等は含まれておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

３．当社は、平成25年６月１日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失につきましては、遡及処理後の金額で記載しております。

4．当社グループは、第10期より連結計算書類を作成しておりますので、第９期の計数は記載しておりません。
5．第10期におきましては、コンテンツの配信が計画より遅れたことから、売上高は前事業年度に比して減少いたしました。また長期固定の広告宣伝費の負担が大きかったことから、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。
6．第11期におきましては、モバイルゲーム市場の中心がブラウザゲームからネイティブゲームへとシフトしていく中で、当社の売上の大部分を占めるブラウザゲームの売上高が減少し、前事業年度に比して減収となりましたが、広告宣伝費を中心とした費用コントロールを行うことで、経常利益及び当期純利益を計上いたしました。
7．第12期の状況につきましては、「(1)当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 9 期 (平成24年12月期)	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成27年12月期
売　　上　　高（千円）	4,932,004	4,679,353	3,719,363	3,903,694
経常利益又は経常損失（△）（千円）	1,117,455	△333,230	373,155	△320,168
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	648,114	△567,094	285,600	△1,889,723
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	52.98	△41.71	20.35	△130.25
総　　資　　産（千円）	2,824,343	3,591,244	4,444,256	2,936,368
純　　資　　産（千円）	1,761,235	2,074,559	2,479,082	967,433

（注）1．売上高に消費税等は含まれておりません。
2．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3．当社は、平成24年３月８日付で当社普通株式１株につき500株、平成25年６月１日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失につきましては、遡及処理後の金額で記載しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
mobcast Korea inc.	950,000千ウォン	100.0%	モバイルゲームの開発

（注）当社は、平成27年11月12日開催の臨時取締役会において、当社連結子会社であるmobcast Korea inc.を解散及び清算又は売却し、当該連結子会社による韓国の事業から撤退することを決議いたしましたが、解散及び清算又は売却に至っていないことから、当連結会計年度において、連結の範囲に含めております。

(5) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、モバイルゲーム事業を展開しております。

(7) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

株式会社モブキャスト

本社：東京都港区六本木六丁目８番10号

(8) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
163（12）名	29名増（4名減）

（注）１．従業員数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．従業員数増加の主な理由は、ゲーム運営人材、技術開発人材等の採用によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125（12）名	8名増（3名減）	33.9歳	2.4年

（注） 従業員数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額（千円）
三菱東京ＵＦＪ銀行	425,005
りそな銀行	169,461
東京都民銀行	154,900
みずほ銀行	97,222

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

今後につきましては、事業展開の状況と経営成績、財務状況を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

２．株式の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　45,500,000株

(2) 発行済株式の総数　14,596,808株

(3) 株主数　7,283名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
藪　考樹	4,718,000	32.32
株式会社ビットアイル	450,000	3.08
ハクバ写真産業株式会社	395,000	2.71
海老根　智仁	286,000	1.96
山本　大輔	255,600	1.75
株式会社ＳＢＩ証券	242,300	1.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	221,078	1.51
日本証券金融株式会社	156,200	1.07
楽天証券株式会社	128,600	0.88
氷鉋　健一郎	109,800	0.75

（注）　株式会社ビットアイルは、平成28年１月１日付で「ビットアイル・エクイニクス株式会社」に商号変更しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により396,000株を発行したことによるものです。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

		第１４回新株予約権
発行決議日		平成23年８月17日
新株予約権の数		20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき 1,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 110,000円 （１株当たり　110円）
権利行使期間		平成25年９月１日から 平成29年12月31日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

２．当社は、平成24年３月８日付で当社普通株式１株に対し500株、平成25年６月１日付で当社普通株式１株に対し２株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が20株から20,000株に変更になっております。

		第16回新株予約権
発行決議日		平成24年４月11日
新株予約権の数		25個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 （新株予約権１個につき 200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 80,000円 （１株当たり 400円）
権利行使期間		平成26年５月１日から 平成30年12月31日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

２．当社は、平成25年６月１日付で当社普通株式１株に対し２株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が2,500株から5,000株に変更になっております。

		第25回新株予約権
発行決議日		平成27年６月17日
新株予約権の数		1,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　130,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり111,200円 （１株当たり1,112円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年１月５日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,300個 目的となる株式数　130,000株 保有者数　５名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）　権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第25回新株予約権
発行決議日		平成27年６月17日
新株予約権の数		2,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 205,000株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 13,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 111,200円 （１株当たり 1,112円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年１月５日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 75,000株 交付者数 ９名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名

（注）１．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、平成27年12月期若しくは平成28年12月期までのいずれかの期の営業利益について、下記（a）、（b）、（c）及び（d）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a）５億円を超過した場合　割り当てられた新株予約権の15％
（b）10億円を超過した場合　割り当てられた新株予約権の50％
（c）15億円を超過した場合　割り当てられた新株予約権の80％
（d）20億円を超過した場合　割り当てられた新株予約権の100％

なお、上記（a）、（b）、（c）及び（d）における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損

益計算書）の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．使用人等への交付状況につき、当社使用人が子会社の役員を兼務している場合には、当社使用人に対し、交付したものと見做して記載しております。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項（平成27年12月31日現在）

	第21回新株予約権	第22回新株予約権
発行決議日	平成26年３月12日	
新株予約権割当の対象者	大和証券株式会社	
新株予約権の数	5,000個	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 550円	新株予約権1個当たり 400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,737円	新株予約権1個当たり 2,895円
行使価額の修正条件	当社は、平成26年４月３日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により各回号の新株予約権毎に行使価格の修正を行うことができる。行使価格の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価格は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、676円とする。下限行使価額は、「（注）行使価額の調整」の規定を準用して調整される。	
新株予約権の払込期日	平成26年４月２日	
権利行使期間	平成26年４月３日から 平成28年４月１日まで	
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない	

（注）　行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、第（2）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。

なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①第（3）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに第（3）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は第（3）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含

む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（ⅰ）上記交付が行われた後の第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ⅱ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（ⅰ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３） ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（5）第（2）号にかかわらず、第（2）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が行使価額の修正日と一致する場合には、第（2）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（6）第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第（2）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪　　考　樹	CEO
取　締　役	福　元　　健　之	CCO ゲーム事業本部長
取　締　役	玉　舎　　直　人	海外事業管掌
取　締　役	石　橋　　武　文	人事本部管掌 兼 社長室長
取　締　役	佐　武　　利　治	管理本部長
取　締　役	海老根　　智　仁	社長室 最高顧問 株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長
社外取締役	谷　本　　勲	株式会社松風 代表取締役 株式会社クラウドテクノロジーズ 代表取締役 株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役 株式会社エムエム総研 取締役
常勤社外監査役	高　瀬　　明	―
社外監査役	三　村　　昌　裕	三村戦略パートナーズ株式会社 代表取締役
社外監査役	内　藤　　篤	青山綜合法律事務所 代表
社外監査役	角　田　　博　昭	公認会計士角田博昭事務所 代表 株式会社エキスパーツリンク 代表取締役 税理士法人エキスパーツリンク 代表社員 監査法人五大 社員

（注）１．取締役 谷本勲氏は、社外取締役であります。
２．監査役 高瀬明氏、三村昌裕氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、社外監査役であります。
３．監査役 角田博昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役 谷本勲氏、監査役 高瀬明氏、三村昌裕氏、内藤篤氏及び角田博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時期	役職	氏名
平成27年３月26日	取締役	頼定誠
	取締役	佐藤崇
	社外取締役	一木広治

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （２名）	86,234千円 (3,000千円)
監査役 （うち社外監査役）	４名 （４名）	15,600千円 (15,600千円)
合計 （うち社外役員）	14名 （６名）	101,834千円 (18,600千円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．期中に退任した取締役３名の員数及び報酬額を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、平成24年３月８日開催の第８回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成24年３月８日開催の第８回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 谷本勲氏は、株式会社松風の代表取締役、株式会社クラウドテクノロジーズの代表取締役、株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所の代表取締役、株式会社エムエム総研の取締役を兼務しております。これらの会社と当社との間には取引関係はございません。

・監査役 三村昌裕氏は、三村戦略パートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間には取引関係はございません。

・監査役 内藤篤氏は、青山綜合法律事務所の代表を兼務しております。同所と当社は顧問契約に基づく法律顧問の取引を行っております。

・監査役 角田博昭氏は、公認会計士角田博昭事務所の代表、株式会社エキスパーツリンクの代表取締役、税理士法人エキスパーツリンクの代表社

員、監査法人五大の社員を兼務しております。同事務所、同社及び両法人と当社との間には取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 谷本 勲	13回	100.0%	―	―
監査役 高瀬 明	13回	100.0%	13回	100.0%
監査役 三村 昌裕	13回	100.0%	13回	100.0%
監査役 内藤 篤	12回	92.3%	12回	92.3%
監査役 角田 博昭	13回	100.0%	13回	100.0%

（注） 書面決議による取締役会の回数は除いております。

・社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 谷本勲氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

・社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 高瀬明氏、三村昌裕氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から、議案及び審議等につき、適宜、必要な発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会が会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出いたします。

６．会社の体制および方針

（１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成します。

(b) 「コンプライアンス規程」等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行います。

(c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告します。

(d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

(e) 代表取締役社長直属部門として内部監査業務を所管する部門（以下、「内部監査担当部門」といいいます。）を設けており、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行ない、その実現の支援を行います。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図ります。

(f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

(g) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを構築・運用し、業務の改善に努めます。

(h) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規

程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

(b) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理します。

(c) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図ります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「コンプライアンス規程」を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。

(b) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行します。

(b) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとします。

(c) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとります。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告を行うほか、子会社の取締役会の決議・報告内容を当社取締役会において適宜報告します。

(b) 当社の内部監査部門は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。

(c) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されている

かに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。

(d) 当社及び子会社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社の役員・使用人は当社の窓口に直接または間接的に通報することができます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a) 内部監査担当部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助します。

(b) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人はその要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

(b) 監査役を補助する使用人の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で、代表取締役社長が決定することとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めます。

(b) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。

(c) 取締役及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

(b) 監査役、会計監査人及び内部監査担当部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。

(c) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を

もちます。

(d) 監査役会は独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができます。また、それに係る費用は、適時適切に会社が負担します。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

(a) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。

(b) 反社会的勢力の排除に関する対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整え、さらに反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全ての従業員に周知徹底します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当部門がモニタリングし、改善すべき事項がある場合には、取締役会に報告のうえ、改善をすすめております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループの従業員に対し、階層に応じたコンプライアンス研修を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

経営会議において、各本部及びグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,475,827	流動負債	1,539,463
現金及び預金	1,578,656	１年内償還予定の社債	100,200
売掛金	758,024	１年内返済予定の長期借入金	637,625
その他	139,380	未払金	644,321
貸倒引当金	△233	その他	157,316
固定資産	487,536	固定負債	456,020
有形固定資産	52,416	社債	99,600
建物	19,769	長期借入金	341,763
工具、器具及び備品	32,646	繰延税金負債	14,657
無形固定資産	241,733	負債合計	1,995,483
ソフトウエア	146,028	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	92,888	株主資本	914,772
その他	2,817	資本金	983,300
投資その他の資産	193,386	資本剰余金	932,963
投資有価証券	111,939	利益剰余金	△1,001,491
その他	87,746	その他の包括利益累計額	20,682
貸倒引当金	△6,300	その他有価証券評価差額金	30,720
		為替換算調整勘定	△10,038
		新株予約権	32,425
		純資産合計	967,880
資産合計	2,963,363	負債及び純資産合計	2,963,363

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,913,124**
売上原価		**2,317,679**
売上総利益		**1,595,444**
販売費及び一般管理費		**2,040,996**
営業損失		**445,552**
営業外収益		
撤退事業関連収益	7,429	
投資事業組合運用益	2,102	
その他	3,037	12,569
営業外費用		
支払利息	10,506	
株式交付費	5,039	
為替差損	18,883	
その他	3,904	38,335
経常損失		**471,318**
特別利益		
新株予約権戻入益	23,684	23,684
特別損失		
固定資産除却損	65,795	
減損損失	200,838	
違約金等	7,663	
事業撤退損	686,665	960,963
税金等調整前当期純損失		**1,408,597**
法人税、住民税及び事業税	1,889	
法人税等還付税額	△3,918	
法人税等調整額	251,689	249,660
少数株主損益調整前当期純損失		1,658,257
当期純損失		**1,658,257**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	818,483	768,963	656,766	△1,645	2,242,568
当期変動額					
新株の発行	164,817	164,817	—	—	329,634
当期純損失（△）	—	—	△1,658,257	—	△1,658,257
自己株式の処分	—	△817	—	1,645	828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	164,817	163,999	△1,658,257	1,645	△1,327,795
当期末残高	983,300	932,963	△1,001,491	－	914,772

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	△24,695	△24,695	15,533	2,233,406
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	329,634
当期純損失（△）	—	—	—	—	△1,658,257
自己株式の処分	—	—	—	—	828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,720	14,657	45,378	16,891	62,269
当期変動額合計	30,720	14,657	45,378	16,891	△1,265,525
当期末残高	30,720	△10,038	20,682	32,425	967,880

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,445,655**	**流動負債**	**1,512,914**
現金及び預金	1,551,468	1年内償還予定の社債	100,200
売掛金	757,162	1年内返済予定の長期借入金	637,625
前払費用	99,634	未払金	631,635
その他	37,622	未払費用	24,035
貸倒引当金	△233	前受金	99,998
固定資産	**490,713**	預り金	19,419
有形固定資産	**52,416**	**固定負債**	**456,020**
建物	19,769	社債	99,600
工具、器具及び備品	32,646	長期借入金	341,763
無形固定資産	**244,455**	繰延税金負債	14,657
ソフトウエア	148,564	**負債合計**	**1,968,934**
ソフトウエア仮勘定	93,072	（純資産の部）	
特許権	499	**株主資本**	**904,287**
商標権	1,523	**資本金**	**983,300**
その他	794	**資本剰余金**	**932,963**
投資その他の資産	**193,841**	資本準備金	816,850
投資有価証券	111,939	その他資本剰余金	116,112
関係会社長期貸付金	298,815	**利益剰余金**	**△1,011,976**
長期前払費用	1,215	その他利益剰余金	△1,011,976
敷金	74,270	繰越利益剰余金	△1,011,976
破産更生債権等	6,300	**評価・換算差額等**	**30,720**
その他	8,407	その他有価証券評価差額金	30,720
貸倒引当金	△307,107	**新株予約権**	**32,425**
		純資産合計	**967,433**
資産合計	**2,936,368**	**負債及び純資産合計**	**2,936,368**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,903,694**
売上原価		**2,287,478**
売上総利益		**1,616,216**
販売費及び一般管理費		**1,929,871**
営業損失		**313,655**
営業外収益		
受取利息	423	
撤退事業関連収益	7,429	
投資事業組合運用益	2,102	
その他	1,399	11,355
営業外費用		
支払利息	10,506	
株式交付費	3,340	
その他	4,022	17,868
経常損失		**320,168**
特別利益		
新株予約権戻入益	23,684	23,684
特別損失		
固定資産除却損	65,795	
減損損失	203,791	
違約金等	7,663	
貸倒引当金繰入額	300,807	
子会社株式評価損	765,520	1,343,579
税引前当期純損失		**1,640,062**
法人税、住民税及び事業税	1,889	
法人税等還付税額	△3,918	
法人税等調整額	251,689	249,660
当期純損失		**1,889,723**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	818,483	652,033	116,929	768,963	877,746	877,746	△1,645	2,463,548
事業年度中の変動額								
新株の発行	164,817	164,817	—	164,817	—	—	—	329,634
当期純損失（△）	—	—	—	—	△1,889,723	△1,889,723	—	△1,889,723
自己株式の処分	—	—	△817	△817	—	—	1,645	828
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	164,817	164,817	△817	163,999	△1,889,723	△1,889,723	1,645	△1,559,260
当期末残高	983,300	816,850	116,112	932,963	△1,011,976	△1,011,976	－	904,287

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	—	15,533	2,479,082
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	329,634
当期純損失（△）	—	—	△1,889,723
自己株式の処分	—	—	828
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,720	16,891	47,612
事業年度中の変動額合計	30,720	16,891	△1,511,648
当期末残高	30,720	32,425	967,433

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月15日

株式会社モブキャスト

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士　齊藤　浩司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　寺田　聡司	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月15日

株式会社モブキャスト

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士　齊藤　浩司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　寺田　聡司	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月17日

株式会社モブキャスト　監査役会

常勤社外監査役　高瀬　明　㊞

社外監査役　三村　昌裕　㊞

社外監査役　内藤　篤　㊞

社外監査役　角田　博昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

（１）変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約の締結に関する規定の一部変更を行うものであります。なお、第27条第２項の変更に関しましては、予め各監査役の同意を得ております。（変更案第27条第２項及び第38条第２項）

②法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

（変更案第31条第２項及び第３項、第32条第２項）

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の責任の一部免除）	（取締役の責任の一部免除）
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
２　当会社は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（選任）	（選任）

現行定款	変更案
第31条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
（新　設）	２　当会社は会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　設）	３　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期）	（任期）
第32条　（条文省略）	第32条　（現行どおり）
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。	２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
（監査役の責任の一部免除）	（監査役の責任の一部免除）
第38条　（条文省略）	第38条　（現行どおり）
２　当会社は、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外監査役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該監査役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やぶ　こうき 藪　考樹 昭和45年10月14日	平成４年４月　株式会社ティーアンドシー入社 平成５年４月　東京工販株式会社入社 平成７年２月　株式会社藤和土地建物（現エクセルランド株式会社）入社 平成７年12月　株式会社ベルパーク入社 平成11年９月　同社 取締役営業本部長 平成12年７月　同社 常務取締役 営業本部長 平成15年１月　同社 常務取締役 グループ事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株式会社（現株式会社ジャパンプロスタッフ）代表取締役社長 平成16年３月　当社設立 代表取締役社長 CEO（現任）	4,720,275株
2	ふくもと　たけゆき 福元　健之 昭和54年11月26日	平成15年４月　株式会社サイバーエージェント入社 平成17年７月　株式会社クラウンジュエル 代表取締役社長 平成25年７月　当社入社 プラットフォーム事業本部 プラットフォーム編成部長 平成25年８月　当社 執行役員 プラットフォーム事業本部長 平成26年４月　当社 執行役員 ネイティブゲーム事業本部長 平成27年１月　当社 執行役員 CCO ゲーム事業本部長 平成27年３月　当社 取締役 CCO ゲーム事業本部長 平成28年１月　当社 取締役 CVO 経営戦略室長（現任）	606株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たまや　なおひと 玉舎　直人 昭和45年10月23日	平成４年４月　株式会社アスキー入社 平成11年10月　株式会社アスキーイーシー 代表取締役社長 平成15年８月　ワイルドビジョン株式会社（現NTL株式会社） 代表取締役 平成16年６月　NTL inc. 代表理事 CEO 平成25年７月　当社入社 平成25年８月　当社 執行役員 社長室長 平成27年１月　当社 執行役員 社長室付海外事業担当部長 平成27年３月　当社 取締役 海外事業管掌 平成28年１月　当社 取締役 マーケティング本部長（現任）	658株
4	いしばし　たけふみ 石橋　武文 昭和42年12月17日	平成３年４月　伯東株式会社入社 平成９年５月　コナミ株式会社入社(現コナミホールディングス株式会社) 平成19年９月　株式会社コナミデジタルエンタテインメント マーケティング本部統括マネージャー 平成21年10月　当社入社 平成25年８月　当社 執行役員 ゲーム事業本部長 平成26年４月　当社 執行役員 人事本部長 平成27年３月　当社 取締役 人事本部長 兼 社長室長 平成27年７月　当社 取締役 人事本部管掌 兼 社長室長 平成28年１月　当社 取締役 社長室長（現任）	29,658株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	さたけ　としはる 佐武　利治 昭和33年３月30日	昭和55年４月　日本NCR株式会社入社 昭和60年４月　株式会社イッセイミヤケ入社 平成12年７月　同社 常務取締役 平成15年11月　株式会社デジタルガレージ入社 平成16年５月　株式会社イーコンテクスト 代表取締役 平成21年１月　株式会社オプト入社 会長付新規事業開発部長 平成23年７月　同社 執行役員 平成25年４月　株式会社エス・エム・エス入社 管理本部長 平成27年１月　当社入社 管理本部副本部長 平成27年３月　当社 取締役 管理本部長（現任）	5,000株
6	えびね　ともひと 海老根　智仁 昭和42年８月30日	平成３年４月　株式会社大広入社 平成11年９月　株式会社オプト入社 平成13年１月　同社 代表取締役 COO 平成17年９月　eMFORCE, Inc. 代表取締役会長 平成18年１月　株式会社オプト 代表取締役 CEO 平成20年３月　同社 代表取締役社長 CEO 平成20年11月　株式会社トライステージ 取締役 平成21年３月　株式会社オプト 取締役会長 平成22年３月　当社 取締役 平成26年３月　株式会社レジェンド・パートナーズ 代表取締役会長 平成26年４月　当社 取締役 経営企画室 最高顧問 平成27年７月　当社 取締役 社長室 最高顧問（現任） 平成27年９月　株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長（現任）	286,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	たにもと　いさお 谷本　勲 昭和45年８月28日	平成５年４月　株式会社パソナ入社 平成７年５月　エレクトロニック・データ・システムズ（現日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社 平成９年１月　株式会社ネットエンズ(現エヌシーアイ株式会社）設立 代表取締役社長 平成16年１月　株式会社EQソリューション設立 取締役 平成16年７月　インフォリスクマネージ株式会社 代表取締役副社長 平成19年７月　シールドグループホールディングス株式会社 取締役 平成19年８月　株式会社松風設立 代表取締役（現任） 平成20年５月　株式会社アクシス 監査役 平成20年10月　株式会社PALACE 代表取締役（現任） 平成21年５月　株式会社ニューテクノロジー（現株式会社クラウド テクノロジーズ）代表取締役（現任） 平成24年５月　株式会社エムエム総研 取締役（現任） 平成25年８月　株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役（現任） 平成26年３月　当社 取締役（現任）	30,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．上記「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

３．谷本勲氏は、現在、社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

４．谷本勲氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社松風の代表取締役など要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から、適切な助言を得られると判断したため選任をお願いするものであります。なお、株式会社松風、株式会社PALACE、株式会社クラウド テクノロジーズ、株式会社エムエム総研、株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所と当社との間に取引関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような事項はありません。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。

５．谷本勲氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去５年間に当社

の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

6．谷本勲氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

7．谷本勲氏は、当社又は当社の特定関係事業者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

8．谷本勲氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

9．谷本勲氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たかせ　あきら 高瀬　明 昭和28年５月４日	昭和52年４月　日本火災海上保険株式会社（現損保ジャパン日本興亜株式会社）入社 昭和63年６月　日本携帯電話株式会社入社 平成３年８月　株式会社東京デジタルホン（現ソフトバンク株式会社）出向 平成６年４月　同社 転籍 平成14年４月　同社 業務執行役員 経営企画本部プロダクトSATリーダー 平成15年４月　同社 業務執行役員 プロジェクトCOREサブリーダー 兼 BPRリーダー 平成17年４月　同社 業務執行役員 MNP推進室長 平成17年８月　同社 業務執行役員 マーケティング本部セールス＆チャネルストラテジー部長 兼 CRM部長 平成18年５月　同社 業務執行役員 マーケティング本部 マーケティング企画統括部長 平成19年２月　株式会社ベルパーク入社 平成20年３月　同社 取締役 平成21年９月　学総株式会社 顧問 平成22年８月　当社 常勤監査役（現任）	5,000株
2	ないとう　あつし 内藤　篤 昭和33年９月25日	昭和58年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和60年４月　西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成６年４月　内藤・清水法律事務所（現青山綜合法律事務所）設立 代表（現任） 平成26年３月　当社 監査役（現任）	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	つのだ　ひろあき 角田　博昭 昭和45年６月13日	平成７年10月　中央監査法人入所 平成11年５月　公認会計士登録 平成14年８月　税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）入所 平成16年10月　公認会計士角田博昭事務所 開設（現任） 平成16年12月　税理士登録 平成19年２月　株式会社エキスパーツリンク設立 代表取締役　（現任） 平成19年３月　監査法人五大 社員（現任） 平成19年４月　エキスパーツ税理士法人（現税理士法人エキスパーツリンク）設立 代表社員（現任） 平成26年３月　当社 監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は当該候補者３名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当該候補者３名の再任が承認された場合、当社は引き続き当該候補者３名を独立役員とする予定であります。

３．高瀬明氏は、通信業界での豊富な経験を活かし、常勤監査役としての立場から、適宜、適切なご意見をいただいており、当社の業容についても熟知されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．内藤篤氏は、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制に反映していただくとともに、社外監査役としての立場から、適宜、適切なご意見をいただいており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5．角田博昭氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験を活かし、社外監査役としての立場から、適宜、適切なご意見をいただいており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6．高瀬明氏の当社社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって、５年８ヶ月となります。

7．内藤篤氏は、前任の社外監査役の補欠監査役として選任され、当社社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって、２年となります。

8．角田博昭氏は、前任の社外監査役の補欠監査役として選任され、当社社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって、２年となります。

9．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

10．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

11．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、当社又は当社の特定関係事業者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

12．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

13．高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく各損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏の再任が承認された場合、当社は高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏との間の上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役 三村 昌裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、同氏の補欠監査役としての選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
みむら　まさひろ 三村　昌裕 昭和44年６月25日	平成11年４月	株式会社タケツー（現株式会社タケツープロデュース）入社	35,000株
	平成12年１月	株式会社ティーウェッブ（現エフビットコミュニケーションズ株式会社）　取締役事業部長	
	平成13年11月	三村戦略パートナーズ株式会社 代表取締役（現任）	
	平成17年７月	当社 監査役（現任）	
	平成27年１月	医療法人社団豊葉会監事（現任）	
	平成28年１月	株式会社リトル・ママ 取締役（現任）	
	平成28年３月	株式会社Local Power Japan 代表取締役社長（現任）	

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、当社は、当該候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当該候補者が社外監査役に就任した場合、当社は当該候補者を独立役員として改めて届け出る予定であります。

３．補欠監査役候補者は、通信業界での豊富な経営経験を活かし、社外監査役としての立場から、適宜、適切なご意見をいただいており、当社の業容についても熟知されていることから、社外監査役として就任した場合には、これまでと同様に、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．補欠監査役候補者の当社社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって、10年９ヶ月となります。

５．補欠監査役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

６．補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

７．補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

８．補欠監査役候補者は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

９．補欠監査役候補者は、現在、当社の社外監査役であり、当社は補欠監査役候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく各損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。補欠監査役候補者が社外監査役に就任した場合、補欠監査役候補者との間で、上記損害賠償責任を限定する契約を改めて締結する予定であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ７
（ミッドタウン・タワー　４Ｆ）

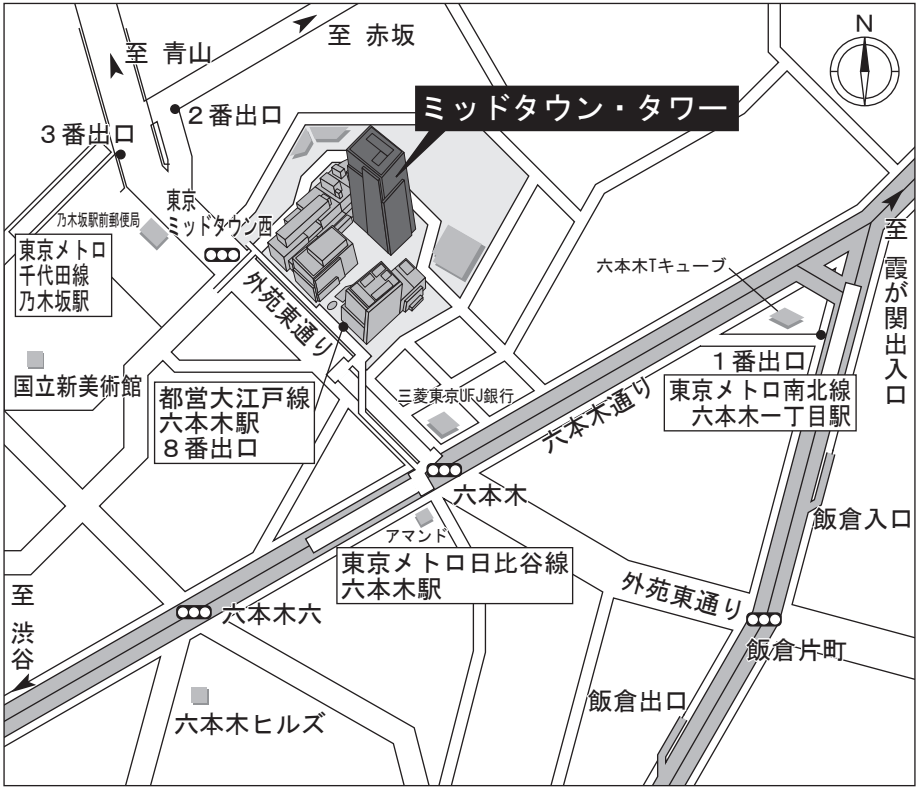

最寄駅　六本木駅
都営大江戸線　　：８番出口より直結
東京メトロ日比谷線：４ａ出口側から地下通路を経由し、
８番出口より直結
乃木坂駅
東京メトロ千代田線：３番出口より徒歩約３分
六本木一丁目駅
東京メトロ南北線　：１番出口より徒歩約10分